破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２２８号
北海道釧路郡釧路町中央９丁目35番地
債務者　小茄子川親志
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅地　　理
4　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第８５号
岐阜県可児市今渡2049番地１ジョージアンミューズ103
債務者　梅林　俊哉
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　智康
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第６０８号
岡山市北区津島京町２丁目７番15号　702号室
債務者　國塩　照友
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雅雄
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４１号
堺市北区金岡町2860番地５　サンライフハラダ306号、前住所堺市北区東雲東町３丁２番16号
債務者　髙木　　茂
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沢田　篤志
4　破産債権の届出期間　平成23年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８０４号
名古屋市港区稲永４丁目５番１―202号　中稲永荘
債務者　石川　優紀
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　淳也
4　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後２時25分
6　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８４号
宮崎市高岡町花見3100番地３
債務者　有山　明美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６４号
金沢市瓢箪町15―27、住民票上の住所金沢市百坂町ロ88番地、従前の住所金沢市馬替２丁目34番地１
債務者　西野　昌道
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　裕子
4　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４６５号
金沢市大額２丁目231番地　ブライトネスＡ103号、住民票上の住所金沢市北間町イ69番地３、従前の住所石川県加賀市山代温泉桔梗丘１丁目80番地の１
債務者　中野　静江
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　光代
4　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１号
岐阜県土岐市下石町294番地の１
債務者　金鳳製陶所こと　水野　志郎
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岡　琢美
4　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１４２号
岐阜県多治見市太平町３丁目２番地　コーポマルイＣ－３、従前の住所岐阜県多治見市栄町２丁目38番地
債務者　井澤　真弓（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國光　健宏
4　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２４７１号
名古屋市北区鳩岡２丁目12番27号
債務者　中山佐智子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深津　　治
4　破産債権の届出期間　平成23年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５４９号
東京都墨田区東向島４丁目６番３号
債務者　大島　芳雄
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大里　定則
4　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４２１１号
東京都世田谷区船橋３丁目14―17―101
債務者　稲吉津弥子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　敏成
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２３３号
東京都町田市原町田２丁目21―26―102
債務者　小倉　辰夫
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　稔
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
東京地方裁判所民事第20部